

安全運転管理者による運転者の運転前後の アルコールチェックが義務化！

令和4年4月から改正道路交通法施行規則が順次施行され、安全運転管理者は下記の業務が義務化されます。

令和4年4月1日施行

- ☑ **運転前後の運転者の状態を目視等で確認**することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること
- ☑ 酒気帯びの有無について記録し、**記録を1年間保存**すること

令和4年10月1日施行

- ☑ 運転者の酒気帯びの有無の確認を、**アルコール検知器**を用いて行うこと
- ☑ アルコール検知器を**常時有効に保持**すること

架空料金請求詐欺に注意

令和4年5月末時点において、和歌山県内で発生した架空料金請求詐欺被害は、前年の同時期と比較して被害件数・被害額ともに上回っています。事業者などが「未納料金の支払い」の名目で、コンビニエンスストアで電子マネーを購入させることは絶対にありません！

利用料金が未納です



利用料金未納のメッセージが届いたのですが...

コンビニエンスストアで電子マネーを購入して、
カード番号を教えてください



❗ 詐欺です！